

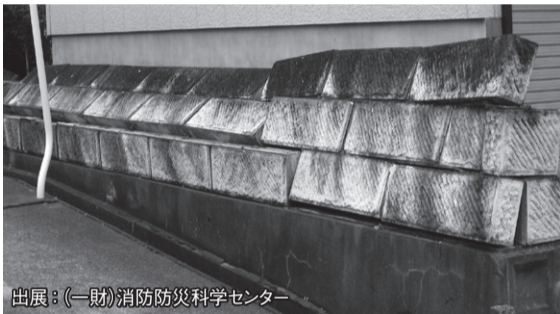
# ブロック塀の安全点検をしましょう

近い将来発生が予測される大地震に備えて、市では市街地の安全を確保するため、既存建築物の耐震化の促進に加え、危険コンクリートブロック塀の撤去や、使用しない老朽建築物（空家）の除却を促進しています。

## 危険ブロック塀がもたらす影響

平成30年に発生した「大阪府北部を震源とする地震」では、倒壊したブロック塀に巻き込まれ、尊い命が失われました。また、令和4年1月に発生した「日向灘地震(大分県)」や、6年1月に発生した「能登半島地震(石川県)」でもブロック塀の倒壊がありました。これらの多くは、現在の法令に定める基準に適合しない、いわゆる「危険ブロック塀」であることが分かっています。

危険ブロック塀は人命を脅かす凶器となる



出展：(一財)消防防災科学センター

恐れがあるばかりか、事故が発生した場合に、その所有者に対して多額の損害賠償責任が問われる可能性もあります。また、倒壊したブロックが道路をふさいで、被災者の避難や救助活動の妨げとなることもあります。

(一社)全国建築コンクリートブロック工業会のホームページでは、阪神淡路大震災と同じ振動を、現行基準に適合した安全な塀と、適合していない危険な塀に与えたときの様子を動画で分かりやすく紹介しています。右のコードから見る事ができます。



▲塀の比較動画

## 被害を少なくするために 普段歩く道も点検を

(一社)日本建築防災協会のホームページでは、既存のブロック塀などのチェックポイントが分かる啓発チラシが公開されています。自宅にブロック塀がある人は、右上のコードから確認し、点検しましょう。



出展：(一財)消防防災科学センター

自宅にブロック塀のない人も、普段から通行する道や通学路の安全点検をして、道沿いに高いブロック塀がある場合は、なるべくブロック塀から離れる、ほかの道を通行するなどの対策を日頃から心掛けましょう。



▲塀チェックポイント

## 分からないときは専門家へ

### ■点検や施工について

- ・(公社)日本エクステリア建設業協会千葉県支部 ☎0475-52-2334

### ■点検のみの場合

- ・(公社)千葉県建築士事務所協会 ☎043-224-1640
- ・(一社)千葉県建築士会八千代支部 ☎450-6644

### ■施工のみの場合

- ・八千代市建設業協会(事務局：八千代市商工会議所内) ☎483-1771

## 老朽化した空家等を除却した土地の固定資産税などを減免します

住宅を除却（解体・撤去）し更地になると、住宅用地特例がなくなり、その土地に係る固定資産税などが高くなることで、空家等が放置される要因の一つといわれています。

放置された空家等は建物の老朽化などが進み、地域に危険を及ぼす恐れがあります。

市では、地域の生活環境の改善を図ることを目的に、老朽化した空家等（昭和56年5月31日以前に着工された住宅）を除却した土地について、住宅用地特例が適用された場合と同様に固定資産税などを減免し、老朽化した空家等の除却の促進を図ります。減免期間は2年間です。

詳細については市ホームページまたは建築指導課 ☎421-6774へお問い合わせください。

## 危険な空家の事例



▲防犯性の低下に伴い不審者の侵入などの恐れがあります



◀ごみの不法投棄による衛生の悪化や火災などの恐れがあります



▶防災性の低下に伴い建物の外壁が朽ちて倒壊の恐れがあります

## 高度処理型浄化槽に取り換える人に 補助金を交付します

生活排水による川や沼の水質汚濁を防止するため、自宅の単独処理浄化槽またはくみ取便所を高度処理型浄化槽に取り換える人に補助金を交付します。補助の条件などの詳細は、市ホームページを確認するか、環境政策課に連絡してください。

▼申請期限 12月25日(金)。ただし、補助申請額が予算に達した場合は、その時点で終了となります

- 【例1】単独処理浄化槽から高度処理型浄化槽(N10型/5人槽)に取り換える場合の上限額 67万4000円(設置費) + 18万円(撤去費) + 33万円(配管費) = 118万4000円
  - 【例2】くみ取便所から高度処理型浄化槽(N10型/5人槽)に取り換える場合の上限額 67万4000円(設置費) + 12万円(撤去費) + 33万円(配管費) = 112万4000円
- (環境政策課 ☎421-6765)

## スズメバチなどの駆除用防護服を貸し出します

スズメバチが活動する5月初旬ごろから11月中旬ごろにかけて、ハチに関するトラブルが多く発生します。ハチの巣はその土地や住宅の所有者や管理者が責任を持って駆除する必要があります。市内においてスズメバチなどの駆除を行う場合、市では無料で防護服を貸し出しています。貸出期間は原則2日間です。数に限りがあるため、事前に環境政策課に連絡してください。市が管理する場所に巣がある場合は、管轄する部署に連絡してください。

(環境政策課 ☎421-6765)

## あき地は適正に管理しましょい

雑草が生い茂る時期を迎えることから、あき地を所有、または管理している人は適正な管理を行いましょい。あき地の雑草が繁茂した状態を放置すると、見通しが悪くなることによる交通事故の誘発や、害虫の発生、ごみの不法投棄などを招くことがあります。また、枯れ草火災を引き起こしたり、不審者による放火のリスクが高まる可能性もあります。近隣の住民に迷惑を掛けないように、最低年2回程度は除草などを行い、刈り取った草は放置せず適切に処分しましょい。

あき地の所有者が不明な場合は、市から所有者・管理者に対して適正に管理するよう依頼することができます。ただし、農地、山林や樹木などは対象外となりますので、必ず市ホームページの注意事項を確認し、環境政策課に連絡してください。

(環境政策課 ☎421-6765)